

台湾の高等技術教育の法制と実態

城地 茂

国際センター 国際事業部門

1. 緒論

台湾は、地理的に言っても、日本と中国の間に位置し、教育制度も中国と日本の中間的なものとなっている。これは、日本統治時代の学校が数多く残り、日本の教育制度の影響を受けているからでもある。また、戦後、米国の教育制度を受け入れたのも日本と似た大きな原因だろう。

しかし、台湾は、貿易立国を目指すための独自の技術教育体系をも形作っている。国際化の第一歩は、相互に理解することであるが、日台の教育制度がなまじ似ているため、先験的に日本と台湾の教育制度は同じものと考え、研究の対象とはなりにくかった¹。

数少ない論考として、科学論の観点から、ブレイン・リバーズ（頭脳還流）²の台湾での現象として、助理教授の新設を論じた論考がある³。ここでは、1990年代後半から、還流する人材が急増し、ポスト難となる構造が分析されている。また、科学史の観点からは、西欧の近代科学技術パラダイムが、日本へ伝播するが、台湾ではさらに伝播したため、段階的であるべき科学パラダイムが台湾ではスキップし、「パラダイム・スキップ」を起こす過程が述べられた論考もある⁴が、科学の発展と教育制度との関係には触れられていない。

そこで、本稿では、日本と台湾で教育システムが比較的異なっている高等技術教育の法制と実態を紹介し、国際交流の一助としたい。

なお、台湾では、デジタル化の進捗は国家的に進められ、法律などは、『全国法規資料庫⁵』で閲覧が可能であり、本稿では、これらのデジタル化資料を用い、筆者の体験した実態も合わせて報告したい。

¹ 日本での研究では、ほとんどが日本統治時代のしかも日本語教育の研究が多く、戦後の台湾を扱ったものでは、たとえば、山崎直也（2001）「九年国民教育政策の研究—戦後台湾教育の二面性の起源に関する考察」などが数少ない研究である。また、日本統治時代の日本語教育以外の教育の論考には、城地 茂（2003）「台湾における日本統治時代の珠算教育」などがある。

² 従来、アメリカなどに頭脳流出した人材が、アジアを中心に還流する現象。母国の経済状況が好転し、高待遇で迎えられた。

³ 城地 茂（2001）「台湾の助理教授の法制と実態：アジアの頭脳環流を軸として」。

⁴ 城地茂・劉伯雯（待出版）「日台の高速鉄道公共輸送の比較：パラダイムキャッチアップのタイムラグに見る公共性の差異」。

⁵ 台湾法規データベース <http://law.moj.gov.tw/>

2. 台湾の「高等」教育-複線教育システム

ここで括弧つきの高等教育としたのは、台湾の学士学位を授与する機関は、教育部⁶の高等教育司⁷の所轄だけではないからである。教育部の内部部局は以下のようにになっている⁸。

教育部

秘書室（大臣官房に相当）	高等教育司
技術及職業教育司	中等教育司
国民教育司（初等中等教育局に近い）	社会教育司（社会教育局に相当）
体育司（スポーツ・青少年局に相当）	総務司（大臣官房に相当）
国際文化教育事業処	学生軍訓処
人事処	会計処
統計処	政風処（監察部門）
電子計算機中心	

実際に学校を所轄しているのは、高等教育司、技術及職業教育司、中等教育司、国民教育司であるが、それぞれ、

高等教育司	一般大学、独立学院
技術及職業教育司	科技大学、技術学院、専科学校 ⁹ 、高級職業学校
中等教育司	高級中学（高等学校）、師範教育
国民教育司	国民中学（中学校）、国民小学（小学校）

を所轄している。このうち、学士以上（修士、博士も可能）の学位を授与することができるのは、高等教育司所轄の学校以外に、師範大学、教育大学、科技大学、技術学院がある

⁶ 日本の文部科学省に相当する。行政院（内閣に相当）は、8部や2つの大臣級が主任委員を務める委員会などで構成されている。8部とは、内政部（総務省に相当）、外交部（外務省に相当）、国防部（防衛省に相当）、財政部（財務省に相当）、教育部（文部科学省に相当）、法務部（法務省に相当）、經濟部（経済産業省に相当）、交通部（国土交通省に相当）である。

⁷ 司は日本の省庁の内部部局に相当する。

⁸ この他に審議委員会や国家図書館など施設がある。研究機関が少ないのは、研究は総統（大統領）直轄の中央研究院が担っており、教育部は教育が主な業務だからである。このあたりは、大陸（旧ソ連や中国）のシステムに似ているといえる。もちろん、研究と教育を完全に分離すると効率が悪いため、中央研究院でも大学院生を受け入れたりしている。しかし、一般に大学における「研究所」とは研究専門機関ではなく、大学院生の教育が主な機能である。

⁹ 2004年、五年制専科学校（五専）卒業生と二年制専科学校（二専）卒業生に副学士の学位が授与されるようになった。

のである。

このうち、大学、独立学院、師範大学、教育大学は高級中学から、科技大学と技術学院は、高級職業学校から進学¹⁰するという複線教育になっているのである。

ここで、外部から分かりづらいのは、『大学法』（1948年1月12日、国府公報第3028号）第2条には、「本法にさだめる大学とは、本法によって設立され、ならびに学士以上の学位を授与する高等教育機構をいう。¹¹」となっており、一括して高等教育機構は『大学法』が管轄しているように見える。しかし、同法第3条には、「本法の主管機関は教育部とする。¹²」と教育部が管轄とだけしか規定がなく、実際は、上記のように各司に分かれているためである。第三者評価（評鑑）のしくみや、細かなところでは卒業式の来賓にどの司長が招かれるなど、一般大学と科技大学には差がある。

逆に、日本では「学院」というと専門学校か専修学校の名称であるが、大学と独立学院（科技大学と技術学院）に本質的な違いは無い。学長（校長）の職等に差異が見られるぐらいで、法的には、総合大学と単科大学としての差異しかないのである。（表1参照）

しかし、少子化が進行している台湾では、学生の募集では、大学と学院のイメージの差は大きくなっている。

また、台湾では二つの教育体系間の移行は難しい。それは、高等教育機構の試験が、大学学科能力試験¹³と四技二專統一入学試験に完全に別れて全国試験を実施するためである¹⁴。つまり、全国統一の国民中学学生基本学力試験により、高級中学と高級職業学校に進路が決まってしまうと、相互に方向転換ができていくシステムになっているのである。そこで、俗称で高速道路に例えて、技術職業体系は「第二国道」¹⁵と言われている。科挙の伝統で学歴重視の国柄にあって、大学を卒業するという事は、高速道路の切符を手に入れたようなものである。しかし、学位を取得するもう一つのルートが存在するという意味である。これには、大学院入試では基本的に差別¹⁶がなく、到達先は同じという意味も込められている。

¹⁰ 技術職業教育では、五年制専科学校（五専）は、中学校（国民中学）から進学する。

¹¹ 原文は、「本法所稱大學，指依本法設立並授予學士以上學位之高等教育機構。」である。

¹² 原文は、「本法之主管機關為教育部。」である。

¹³ 従来は、1994年、大学学科能力試験と改編された。

¹⁴ 近年では、推薦入試などで、両者の垣根は低くなりつつある。

¹⁵ 国道は高速道路の意味で使われる。最上位の一般道路は、（台湾）省道と言われる。

¹⁶ 後述するが、技職体系の大学では、学科名に「学」を使わないという暗黙の規定がある。また、「応用」を付けることも多い。したがって、一般大学では、英文学系となり、技職体系の大学では、応用英語系となるのである。そのため、大学院入試で、応用英語系卒業生を排除する動きが実在し、こうした差別を設けることも可能ではある。

官等	等級 (教育職)	薪領 ¹⁷ (教育職)	職等 ¹⁸ (一般職) ¹⁹	教授	副教授	助理教授	講師	助教 ²⁰	大学行政兼任 ²¹	独立学院行政兼任	専科学校行政兼任
特任		770		年功薪 ²²							
		740									
		710			年功						
簡任	1	680	14	本薪	年功薪				校長 ²³		
	2	650	13			年功薪			副校長	校長	
	3	625									
	4	600	12		年功薪	年功薪		院長、主任等 ²⁴	副校長主任	校長	
	5	575									
	6	550	11		年功薪	年功薪		主任 ²⁵	主任 ²⁶	学科主任	
	7	525									
	8	500	10		年功薪	年功薪				学科主任 ²⁷	
	9	475									

¹⁷ 『教師法』第19条に、教師の「待遇」(給与)には、この「本薪(年功薪を含む)」以外に、職務や学術研究、地域などの「加給」および「獎金」(ボーナス)と規定されている。したがって、同じ等級であっても、教授と副教授・助理教授の学術研究加給は異なり、給与は異なってくる。

¹⁸ 職等への換算は、『行政、教育及公営事業人員相互転任採計年資提叙官職等級対照表』による。但し、これには、6職等までの規定しかないため、5職等以下は、『現職公務人員改任官等職等対照表』(『現職公務人員改任弁法』第3条付録)『公立学校教職員叙薪弁法』(1973年9月13日教育部(62)台参字第23401号令發布、2004年12月22日教育部台参字第0930171496A号令修正)によるが、例えば「警察人員」の俸給の領薪は「教育人員」と同じ体系だが、これでは、「警佐」(委任相当)は4階に分かれているなど、若干の差異がある。

¹⁹ 『公務人員任用法』(1949年1月1日總統令公布、2010年1月6日總統華總一義字第09800326941号令修正)第13条。

²⁰ 『教育人員任用条例』(1985年5月1日總統華總(一)義字第2082号令公布、1997年3月19日總統華總(一)義字第8600065380号令修正公布)の修正(このとき助理教授制度が実効化した)以降、新規採用は無い。

²¹ 行政院1999年3月15日、台88人政給005064函より作成。

²² 年功薪とは、実際に支給されるが、待遇的には認められない範囲の給与の事。たとえば、「助理教授」の場合、給与的には13職等650まで支給されるが、最高で10職等待遇という事になる。したがって、主任にはなれないことになる。

²³ 『教育人員任用条例』第11条には、「師範大學、師範學院、師範専科学校校長、院長，除應具備本條例相關各條規定之資格外，並以修習教育者為原則。」とあり、師範大学などでは、教育行政者ではなく、教育者を原則として学長などに任命する規定になっている。

²⁴ 三長、主任秘書、図書館長、研究所所長など。

²⁵ 副教授兼任の場合。

²⁶ 副教授兼任の場合。

²⁷ 副教授兼任の場合。

薦 任	10	450	9			本 薪	年 功 薪	組長 ²⁸		
	11	430								
	12	410								
	13	390	8					組 長		
	14	370								
	15	350								
	16	330	7				本 薪			
	17	310								
	18	290								
	19	275	6							
	20	260								
21	245									
委 任	22	230	5							
	23	220								
	24	210								
	25	200	4							
	26	190								
	27	180								
	28	170	3							
	29	160								
	30	150								
	31	140	2							
	32	130								
	33	120								
	34	110	1							
	35	100								
	36	90								
雇員										

表 1 大学学長および教員（管理職兼任を含む）の給与標準表

²⁸ 副教授以上兼任の場合。

台湾国内でも誤解されがちであるが、科技大学、技術学院、専科学校は、『専科学校法』（1948年1月12日国民政府公布、2004年1月14日總統華総一義字第09300002911号令修正）のみで規定されていると思われていることである。確かに同法7条には、「実務専門家の資質を向上させ、技術職業教育の品質を増進させるため、教育部は、法律によって大学および分校設置基準に合う専科学校を技術学院とすることができる。その基準、手順および審査は教育部がこれを定める。²⁹⁾」と専科学校で基準を満たすと技術学院に昇格することが明記されており、現在の大部分の技術学院がこの規定で昇格したものである。しかし、この改正である1995年11月8日總統(84)華総(一)義字第8753号令³⁰⁾以前に技術学院として設立されていた学校が、国立4校、私立1校が存在していたのである。これらの学校では、たとえば国立高雄技術学院の例では、『国立高雄技術学院籌備処組織規程』（1993年5月7日教育部(82)台参字第024661号令發布、1995年9月13日教育部(84)台参字第045006号令廢止）というように特別規定で設置している³¹⁾。

3. 科技大学と技術学院

一般大学でも（総合）大学と独立学院とに区別されているように、技術職業システムでは、科技大学と技術学院に分けられる³²⁾。これは、学部（学院）の数によって機械的に分けられる。学部が3つ以上あるものが、科技大学で、学部が1つしかない独立した学院が技術学院である。基本的に、一般大学と同じ規定である。異なるのは、技術学院になって3年以上経過しないと大学へ改名ができないという内規が技術学院には存在しているということである³³⁾。これは、専科学校から改編した技術学院が多く、学部を増設することによって、安易に科技大学への改編を許認可しなかったためと考えられる。また、現在では緩和されてきたが、基本的に1学部（系）に3学科（系）がなければならず、最低でも9学科（系）以上なければ科技大学に昇格できない仕組みになっている。また、規定的には2学院ある複合大学（学院?）が存在してもいいはずであるが、現在までのところ実在していない。

²⁹⁾ 原文は、「為提升實用專業人才素質，增進技術職業教育品質，教育部得依法核准符合大學及分部設立標準之專科學校，改制為技術學院；其標準、程序及審核辦法，由教育部定之。」である。

³⁰⁾ このときの技術学院の規定は、第3-1条にあった。

³¹⁾ 『国立高雄技術学院籌備処組織規程』第1条に、「教育部依大學法第二條規定，籌設国立高雄技術學院，特設国立高雄技術學院籌備處（以下簡稱本處）。」と、『大学法』に基づいた特別規定であることが明記されている。

³²⁾ 師範教育でも、師範大学と師範学院に分けられていたが、2005年、師範学院が教育大学に改編されている。また、それ以前にも嘉義師範学院が嘉義技術学院と合併して、一般大学の嘉義大学へ、台南師範学院が台南大学へと改編されている。

³³⁾ このため、国立高雄第一科技大学は、国立高雄技術学院が設立されて3年目の1998年まで改名が見送られた。

4. 科技大学の組織

組織は、大学組織規定に基づき、各大学が定めるので、学校ごとに差異がある。しかし、基となる『大学法』（1948年1月12日国府公報第3028号公布、2009年11月18日総統華総一義字第09800284791号令修正）の規定があるため、大学ごとの差異はそれほど大きくない。ここでは、筆者が勤務した国立高雄第一科技大学を念頭に記述することにする。

基本的に一般大学との差はなく、学術部門と行政部門がある。学長（校長）の下、これらの部門を統括する副校長2名が置かれることが多い。学術副校長と行政副校長となる。

学術の一級単位は、学部（学院）である。第3節で述べたように3学部以上がある。また、この学院レベルの機構として教養部（通識中心）が置かれることもある。学院の下に学科（系）が置かれる。独立した技術学院の場合は、系が一級単位になるわけである。院長は教授職、系の主任は教授または副教授職である。系の中に大学院（碩士班、博士班）が置かれることが多くなったが、独立した大学院（研究所となるので名称に注意が必要）もある。この場合は所長となり、教授職である。

行政の一級単位には、設置が必須の3部（処）と図書館などがある。3処とは、教務処（学務部に相当）、学生事務処（寮の管理や配属将校部門）、総務処（管理部に相当）である。これらの長は三長と公称され、校長が任命し、いわば学内の内閣を構成している。しかし、近年は、大学でも研究が重視され研究發展処が置かれたり、国際交流が重視されて国際事務処が置かれることも増えてきた。これらの人事も校長の任命である。総務長を除き、教員の兼任職となっている。なお、総務長は教員が兼任することもできる。

大学の設置基準には、図書の量的基準があるため、図書館の設置は必須であり、図書館長は一級主管である。

この他に人事室と会計室が独立しており、各主任は一般職員で充てる規定になっている。秘書室もあり、その長である主任秘書は、教員の兼任でも一般職員でも構わない。

これら一級単位の下に、二級単位が置かれ、その名称は組となる。したがって、課長に相当する職位は組長となり、日本では誤解を生む名称になっている。

一級主管は教授または副教授職の規定になっている。これは、12職等もしくは11職等職となるからである。二級主管は副教授または助理教授職が基本であるが、教授が務めることもできる。また、反対に講師が兼任した例もある。これは、9職等（副教授以上が兼任した場合）もしくは8職等職となるからである。

5. 科技大学設置の目的

設置の目的は、先に述べたように、実務専門家の資質の向上と技術職業教育の品質増進

である³⁴。これは、先進科学技術のパラダイムをキャッチアップし、実務的な応用を行う人材を養成することと考えられる。そのためには、英語力は必須になり、日本語を含めた他の外国語は犠牲になる趨勢にある。しかし、科技大学のほとんどの学生は高級職業学校出身者であり、中学校時代、英語の成績が理想的ではなかったために、技術職業体系へ進んだ学生が多い。五年制専科学校が激減し、一般大学卒業より早く専門家となる課程として技術職業体系を選ぶ必要性がなくなってしまったのである。こうした語学力の問題が将来顕在化してくるのではないかと予想される。

日本の立場から言えば、日本の技術力をバックアップする人材も必要であると思える。実際、1997年から応用日語系が各技術学院、科技大学に設置されている。しかし、日本語教育や文学などに偏重している大学が多く、一般大学との差別化が成功しているとは言えない。

6. まとめ

従来は、高校3年、大学4年で社会へ巣立つ課程と平行して、通算5年程度で社会に対応できる人材を養成していた技術職業課程としての意義があった。しかし、現在では7年かかるため、修業年数の短縮を図るという機能³⁵が、技術職業体系から喪失しつつある。

また、専科学校から多数の学校が昇格したため、近隣に多くの科技大学が存在する現象が見られる。たとえば、高雄地区に国立だけで科技大学3校、技術学院1校が存在している。教育部として、合併を指導するのは、必然的な成り行きである。適正規模は、学生数1万と言われるが、単に数値的に区切りがいいだけで、科学的な根拠があるとは思えないが、上記4校ともその規模に達していないのも事実である。

技術学院同士の合併ならば科技大学へ改名の機会であり、合併に伴うメリットもあるが、すでに科技大学になっていると、そのメリットもなく、大学側として合併に消極的である。科技大学3校の合併案もあったが、結局、失敗に終わった。

現在の嘉義大学は、2000年に嘉義師範学院と嘉義技術学院が合併した例である。師範系の学院と技術職業系の学院が合併し、一般大学へ移行した稀有な例でもある。しかし、2005年にすべての師範学院が教育大学に改編されてしまい、今後、この手法により科技大学が一般大学に改編される可能性は少ない。

学生の募集を考えて一般大学へ組織改編を望んでいるとすれば、一般大学と科技大学が合併するしか方法はないだろう。だが、これも、一般大学と科技大学では、教員の評価な

³⁴ 『専科学校法』第7条。

³⁵ 大学院の受験資格は、専科学校卒業後3年で得られる。台湾では徴兵制があるため、仮に3年間服役すれば、退役後、直ちに受験することが可能である。

どで異なる部分が多く、実現は困難である。

台湾の少子化は、日本以上の速度で進行しており、科技大学の生き残り戦略の一つとして、一般大学との合併が現れてくるかもしれない。台湾でも、日本のように法人化が行なわれれば、現在の公立、私立の垣根を越えた合併が進むかもしれない。

参考文献

- 山崎 直也 (2001.5) 「九年国民教育政策の研究—戦後台湾教育の二面性の起源に関する考察」『日本台湾学会報』 3:50-69
- 城地 茂 (2001.3) 「台湾の助理教授の法制と実態：アジアの頭脳環流を軸として」『現代台湾研究』 21:149-158.
- 城地 茂 (2003.3) 「台湾における日本統治時代の珠算教育」『台湾応用日語研究』 1:1-24.
- 劉 伯雯・城地 茂 (2001.6) 「科技大学における日本語・中国語および英語能力の相関について」『朝陽学報』³⁶6:113-128.
- 城地 茂・劉 伯雯 (待出版) 「日台の高速鉄道公共輸送の比較：パラダイムキャッチアップのタイムラグに見る公共性の差異」、藤田弘夫 (編) 『グローバリゼーションと東アジアにおける公共性の変化』、慶応大学出版会。

³⁶ ISSN 1026-244X。THCI 臺灣人文學引用文獻資料庫(Taiwan Humanities Citation Index)登録雑誌。